令和七年九月

川越市都市計画図

川越都市計画区域（川越市・日高市・川島町）

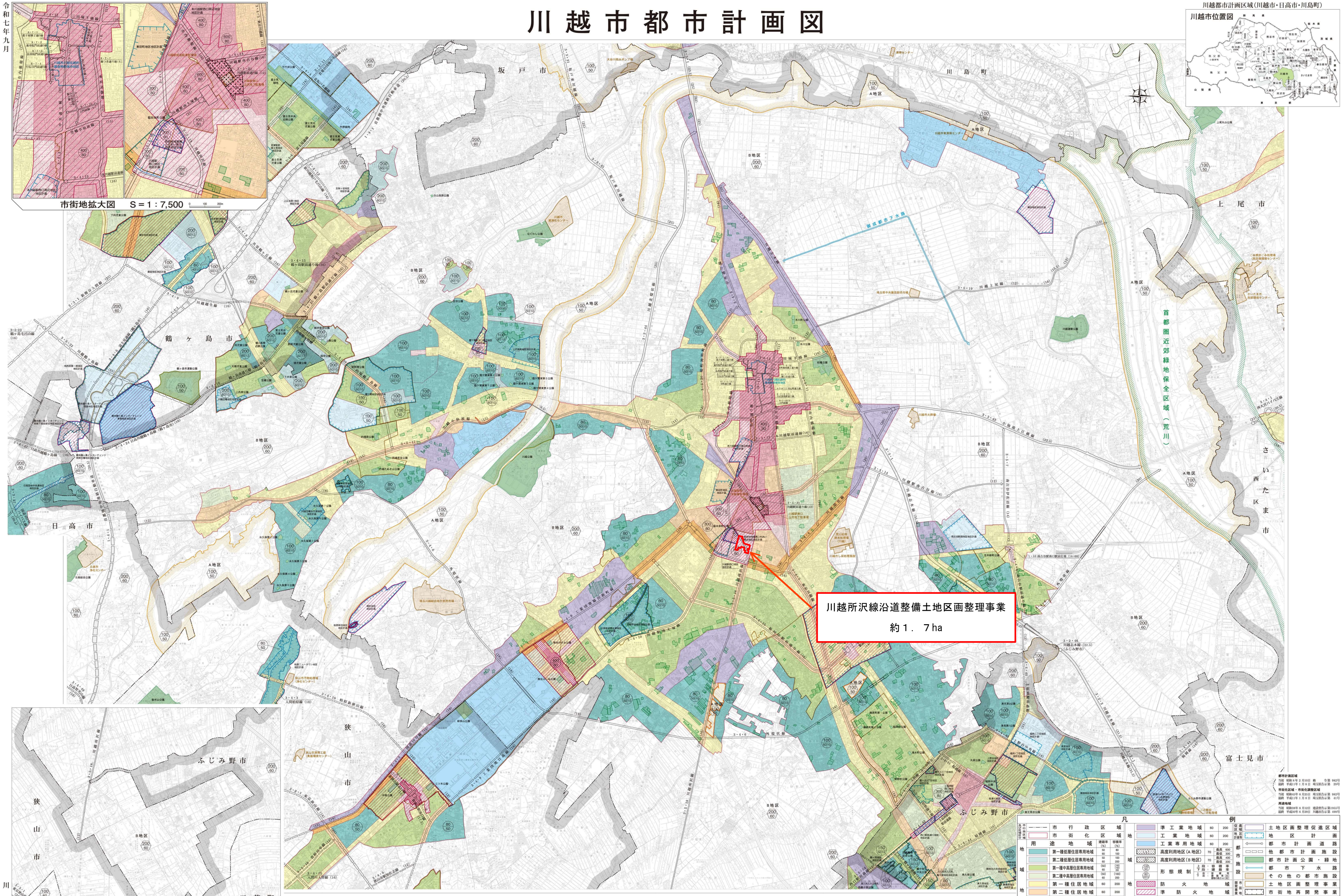

川越所沢線沿道整備土地区画整理事業
約１．７ha

都市計画区域
当初　昭和８年２月10日　勅　令第 982号
最終　平成11年１月８日　埼玉県告示第　29号

市街化区域・市街化調整区域
当初　昭和45年８月25日　埼玉県告示第 982号
最終　平成11年１月８日　埼玉県告示第　41号

用途地域
当初　昭和38年８月12日　建設省告示第1955号
最終　平成30年６月29日　川越市告示第 498号

凡例

			建蔽率(%)	容積率(%)
市行政区域及び区域区分	─・・─	市行政区域		
	□	市街化区域		
地域地区	用途地域		建蔽率(%)	容積率(%)
	■	第一種低層住居専用地域	50 60	80 100
	■	第二種低層住居専用地域	50 60	100 200
	■	第一種中高層住居専用地域	(50) 60	(100) (150) 200
	■	第二種中高層住居専用地域	(50) 60	(100) 200
	■	第一種住居地域	60	200
	■	第二種住居地域	60	200
	■	準住居地域	60	200
	■	近隣商業地域	80	200 (300)
	■	商業地域	80	400 (600)

地域地区	■	準工業地域	60	200
	■	工業地域	60	200
	■	工業専用地域	60	200
	▨(A)	高度利用地区（A地区）	70	最高 600 最低 300
	▨(B)	高度利用地区（B地区）	70	最高 400 最低 200
	100/50	形態規制	上段：容積率 下段：建蔽率	
	80/50|10		上段：容積率 下段：建蔽率［左］ 建物の高さ(m)［右］	
	▩	防火地域		
	▨	準防火地域		
	□	生産緑地地区		
	□	伝統的建造物群保存地区		
	▨	近郊緑地保全区域		

促進区域	□	土地区画整理促進区域
地区計画等	□	地区計画
都市施設	⇦──○	都市計画道路
	▭▭▭	他都市計画施設
	■	都市計画公園・緑地
	⇦──○	都市下水路
	■	その他の都市施設
市街地開発事業	□	土地区画整理事業
	□	市街地再開発事業
	▒	市街化調整区域内建築物形態規制A地区
	▒	特定生産緑地

建築基準法の規定に基づく建蔽率・容積率	200/60　100/50	形態規制	上段：容積率 下段：建蔽率

1 ： 15,000

0　500　1000　1500　2000m

令和３年３月　1：10,000図を縮小編纂
座標系　第Ⅸ系
等高線　10m間隔

注意１．都市計画は変更することがありますので使用に当ってはご注意願います。
２．隣接自治体の都市計画情報（用途地域・都市計画道路等）については、参考掲載となりますので、各自治体担当課にお問い合わせください。
３．許可なくして複製することを禁じます。

「この測量成果は、上尾市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである
（承認番号）上都第168号」
「この測量成果は、川島町長の承認を得て同町所管の測量成果を複製して得たものである
（承認番号）川まち発第662号」
「この地図は、さいたま市長の承認を得て、同市発行の地形図を複製したものです。
承認番号　都都計都計第2502号」
「この測量成果は、坂戸市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである
（承認番号）坂都収第98号」
「狭山市の承認を得て、同市発行の都市計画基本図を使用したものです。
承認番号　令和4年8月30日（狭都発第32号）」
「この測量成果は、鶴ヶ島市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである
（承認番号）鶴都第130号」
「この成果は、所沢市長の承認を得て所沢市の測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）令和4年9月8日　所都計第120号」
「この測量成果は、日高市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである
（承認番号）日都収第238号」
「この測量成果は、富士見市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである
（承認番号）富都第177号」
「この測量成果は、ふじみ野市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである
（承認番号）ふ都第1010号」
「この測量成果は、三芳町長の承認を得て同町所管の測量成果を複製して得たものである
（承認番号）三芳都発第154号」

東京都板橋区舟渡３丁目15−22　☎03（3967）1781㈹　（株）中央ジオマチックス